

## 議案第 2 号

富津市税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月27日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）が施行されることに伴い、徴収及び換価の猶予に係る手続等の整備、減免申請期限の見直し、たばこ税の税率の特例に関する規定の廃止等をするとともに、固定資産税の課税免除に係る規定の整備、申告書等への個人番号等の記載に係る規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法は、原則として毎月の分割納付又は分割納入とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限までに納付し、又は納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
  - (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入を行うかどうかの別（これらの方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）
  - (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 徴収の猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手續等)

第10条 第8条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法について準用する。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第8条第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法について準用する。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替え

て準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号に掲げる書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第4項第5号に掲げる事項

(5) 猶予期間の延長を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

（担保を徴する必要がない場合）

第12条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

以下同じ。)又は法人番号

第62条の2を第62条の3とし、第62条の次に次の1条を加える。

(固定資産税の課税免除)

第62条の2 市長は、市内の一定の区域において、専ら当該区域に住所を有する者の行事、集会その他の公益の用に供する土地及び家屋に対しては、法第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。ただし、当該土地及び家屋を有料で借り受けた者がある場合においては、当該土地及び家屋の所有者に対して固定資産税を課するものとする。

2 固定資産税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 土地にあつては、その所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(2) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

3 固定資産税の課税免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項中「納期前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法

人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

附則第25条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。



## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第8条から第18条までの改正規定、第23条第2項及び第3項の改正規定、第51条第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）、第62条の2を第62条の3とし、第62条の次に1条を加える改正規定、第71条第2項の改正規定（「納期前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）、第89条第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）、第90条第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定、第139条の3第2項の改正規定（「納期限前7日」を「納期限」に改める部分に限る。）並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第7条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に定める日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に定める日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に定める日以後に同項に規定する

納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条ただし書に定める日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の2第7項の規定は、附則第1条本文に定める日以後に行われる新条例第36条の2第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の富津市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

4 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条本文に定める日以後に提出する申請書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに附則第25条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条本文に定める日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第25条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第25条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の

3 第1項及び第2項並びに附則第25条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項、第13条の4第2項及び第25条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税の課税免除に係る準備行為)

第5条 新条例第62条の2に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な行為は、附則第1条ただし書に定める日前においても行うことができる。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条本文に定める日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条ただし書に定める日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |                          |  |
|---------|--------------------------|--|
| 第98条第1項 | 施行規則第34号の2様式             | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式 |
| 第98条第2項 | 施行規則第34号の2の2様式           | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式  |
| 第98条第3項 | 施行規則第34号の2の6様式           | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式  |
| 第98条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 | 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式  |

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には、市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には、市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当

該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項に規定する申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 第19条    | 第98条第1項若しくは第2項、   | 富津市税条例の一部を改正する条例（平成27年富津市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第7条第6項、 |
| 第19条第2号 | 第98条第1項若しくは第2項  | 平成27年改正条例附則第7条第5項   |
| 第19条第3号 | 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年改正条例附則第7条第6項の納期限   |
| 第98条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2  | 平成27年改正法附則第20条第4項の規定  |

|            | 様式           |                   |
|------------|--------------|-------------------|
| 第98条第5項    | 第1項又は第2項     | 平成27年改正条例附則第7条第6項 |
| 第100条の2第1項 | 第98条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第7条第5項 |
|            | 当該各項         | 同項                |
| 第101条第2項   | 第98条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第7条第6項 |

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には、市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には、市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該

売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                           |                  |  |
|---------------------------|------------------|--|
| 第 5 項                     | 前項               | 第 9 項                                  |
|                           | 附則第 20 条第 4 項    | 附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項          |
|                           | 平成 28 年 5 月 2 日  | 平成 29 年 5 月 1 日                        |
| 第 6 項                     | 平成 28 年 9 月 30 日 | 平成 29 年 10 月 2 日                       |
| 第 7 項の表以外の部分              | 第 4 項の           | 第 9 項の                                 |
|                           | から前項まで           | 並びに附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 5 項及び第 6 項 |
| 第 7 項の表第 19 条の項           | 附則第 7 条第 6 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 6 項           |
| 第 7 項の表第 19 条第 2 号の項      | 附則第 7 条第 5 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 5 項           |
| 第 7 項の表第 19 条第 3 号の項      | 附則第 7 条第 6 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 6 項           |
| 第 7 項の表第 98 条第 4 項の項      | 附則第 20 条第 4 項    | 附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項          |
| 第 7 項の表第 98 条第 5 項の項      | 附則第 7 条第 6 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 6 項           |
| 第 7 項の表第 100 条の 2 第 1 項の項 | 附則第 7 条第 5 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 5 項           |
| 第 7 項の表第 101 条第 2 項の項     | 附則第 7 条第 6 項     | 附則第 7 条第 10 項において準用する同条第 6 項           |
| 第 8 項                     | 第 4 項            | 次項                                     |

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には、市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には、市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                |            |                                |
|----------------|------------|--------------------------------|
| 第5項            | 前項         | 第11項                           |
|                | 附則第20条第4項  | 附則第20条第12項において準用する同条第4項        |
|                | 平成28年5月2日  | 平成30年5月1日                      |
| 第6項            | 平成28年9月30日 | 平成30年10月1日                     |
| 第7項の表以外の部分     | 第4項の       | 第11項の                          |
|                | から前項まで     | 並びに附則第7条第12項において準用する同条第5項及び第6項 |
| 第7項の表第19条の項    | 附則第7条第6項   | 附則第7条第12項において準用する同条第6項         |
| 第7項の表第19条第2号の項 | 附則第7条第5項   | 附則第7条第12項において準用する同条第5項         |



|                   |           |                         |
|-------------------|-----------|-------------------------|
| 第7項の表第19条第3号の項    | 附則第7条第6項  | 附則第7条第12項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第98条第4項の項    | 附則第20条第4項 | 附則第20条第12項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項    | 附則第7条第6項  | 附則第7条第12項において準用する同条第6項  |
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第7条第5項  | 附則第7条第12項において準用する同条第5項  |
| 第7項の表第101条第2項の項   | 附則第7条第6項  | 附則第7条第12項において準用する同条第6項  |
| 第8項               | 第4項       | 第11項                    |

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には、市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には、市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|     |           |                |
|-----|-----------|----------------|
| 第5項 | 前項        | 第13項           |
|     | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において |

|                       |                |   |
|-----------------------|----------------|---|
|                       |                | 準用する同条第4項                                       |
|                       | 平成28年5月2日      | 平成31年4月30日                                      |
| 第6項                   | 平成28年9月30日     | 平成31年9月30日                                      |
| 第7項の表以外の部分            | 第4項の<br>から前項まで | 第13項の<br>並びに附則第7条第14項に<br>おいて準用する同条第5項<br>及び第6項 |
| 第7項の表第19条の項           | 附則第7条第6項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第6項                      |
| 第7項の表第19条第2<br>号の項    | 附則第7条第5項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第5項                      |
| 第7項の表第19条第3<br>号の項    | 附則第7条第6項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第6項                      |
| 第7項の表第98条第4<br>項の項    | 附則第20条第4項      | 附則第20条第14項において<br>準用する同条第4項                     |
| 第7項の表第98条第5<br>項の項    | 附則第7条第6項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第6項                      |
| 第7項の表第100条の<br>2第1項の項 | 附則第7条第5項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第5項                      |
| 第7項の表第101条第<br>2項の項   | 附則第7条第6項       | 附則第7条第14項において<br>準用する同条第6項                      |
| 第8項                   | 第4項            | 第13項  |

(特別土地保有税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別土地保有税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成27年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条本文に定める日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第9条 新条例第149条の規定は、附則第1条本文に定める日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。